

医制論争

参議院議員
名誉顧問
藤井基之



急速に少子高齢化が進み、このまま進めば二〇五〇年には日本の人口は一億人を切り、九、七〇八万人に、そのうち三八・八%、三、七六八万人は六十五歳以上高齢者、二十歳〜六十四歳の現役層は四七・八%、四、六四三万人になるそうです。人口の四割が高齢者となる時代の年金や医療をどうするか。その財政基盤の強化も大問題ですが、同時に医療従事者の確保や、医療と介護の連携、再生医療などの先進医療をどう活用してゆくか等々、医療提供体制についても抜本的な改革が求められています。

ところで、今から百四十年前、明治維新によって日本は開国し、社会や政治制度の近代化が進められました。当時、医療制度をどのような形に改革してゆくかも大きな問題となりました。それまで日本の医療は漢方医療が

中心で、その一方、蘭医学、つまりオランダを通じて一部の医師達が御禁制の西洋医療を学んでいたわけですが、明治維新を機に、政府はまず、西洋医療制度の導入を決めました（明治二年）。問題は、西洋文明国のどの国の医療制度を模範とするか、でした。官軍を支援していたイギリス、幕府軍を支援していたフランス、そして、鎖国中も長く親交のあったオランダ、日本を開国に導いたアメリカ等の国々のうち、どの国の医療制度に学ぶか、です。

維新政府は、当然、イギリスの医療制度の導入を考えていました。薩摩はイギリスと薩英戦争を起こした間柄でしたが、薩摩は英国艦隊の力、科学技術レベルの高さを知り、一方、英国は薩摩武士の強さに敬服し、両者はむしろ親密になっていました。医師

でイギリスの副領事ウィリアム・ウィリスは戊辰戦争を通して官軍に従軍、負傷兵を治療しており、医療技術の高さを目の当たりにしてもいました。西郷隆盛も大久保利通も、皆、イギリス医学推進派でした。また、土佐の山内容堂などは重病にかかり、自分自身がウィリスの治療を受けましたので、イギリス以外あり得ないと考えていました。しかし一方で、大村益次郎、木戸孝允等はオランダ医学を推していました。

ところが、これら政府の首脳達に待ったをかけた人物が出てきたのです。政府から「医学校取調御用掛り」に任命された、佐賀鍋島藩出身の蘭医、相良知安（初代医務局長）で、「ドイツ医学をこそ採用すべき」と政府に上申しました。相良は長崎医学伝習所の米国人教師フルベッキから、「ドイ

ツ医学が世界で最も進んでいる。日本はドイツ医学を採用すべき」とアドバイスされており、当時の蘭医学書のほとんどがドイツの原書をオランダ語に翻訳したものであることを知っていたからです。福島種臣、大隈重信などが相良を支援しました。

そこで、政府は相良を呼んで説明を聞くこととしました。会議の場には山内容堂、相良の旧藩主の鍋島閑叟、大久保利通などそうそうたる人達が出席していました。大久保利通は、相良がドイツ医学を推奨していることに対し、「廟議においても理解し難いので異説に基づく所存を述べよ」と質しました。容堂も「朝廷に対して奉公

著しいウィリスを退けるには相当の理由がなければならず、殊に英国は我が国と格別親しい付き合いのある国であり、汝の言葉に万一の粗忽がある場合には一大事になる事を覚悟の上で述べよ」と迫りました。

これに対し、相良は、「容堂公の存で外国人と約定されたとの趣旨であるが、それは公事と私事の混同である。私を辞めさせて、堂々と英国と協議してお決めになればいいではないか」などと容堂にかみつきました。

真つ向から容堂を攻め立てる相良を見て、旧御主君の鍋島侯、たまりかねて「知安、下がれっ！」と大喝しました。相良は「しばらくは平伏したまま、ど

うしても頭が上がりなかつた。」とか。相良の執拗な議論は容堂侯や鍋島侯の不快を買いましたが、結局、明治政府は当時のドイツ医学・医療制度の優秀さを認めざるを得ず、その採用を正式に決めました。この明治の医療制度を巡る議論は、「医制論争」と呼ばれ、今に伝えられています。

いつの時代も医療は国民生活を支える基盤。この国会で、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が審議されました。超少子高齢化時代を目前にして、国政の場では、真剣な議論が続けられていることを知っていただければ幸いです。

藤井 基之

- 生年月日 昭和22年3月16日
- 選挙区 参議院比例区
- 当選回数 2回
- 出生地 岡山県岡山市
- 趣味 音楽・読書
- 個人ホームページ <http://www.mfujii.gr.jp/>
- その他 薬学博士・薬剤師
- 私の政治信条
私の政策の柱はA(エイジフリー)B(バリアフリー)D(ドラッグフリー：薬物乱用のない社会)社会創りです。
高齢者も、障害を持つ方も、国民誰もが安心して暮らし、元気で生活を送ることのできる長寿社会を創るために何が必要か、を政治活動の根底においています。
好きな言葉「昨日の夢は、今日の希望、そして明日の現実」
- 活動報告
参議院厚生労働委員会理事として、食品安全確保のための食品衛生法改正、健康増進法改正、薬事法改正、薬剤師法改正、クリーニング業法改正、国民年金法改正等に関与。
- 経歴
昭和37年 岡山大学教育学部附属中学校卒業
昭和40年 岡山県立岡山操山高等学校卒業
昭和44年 東京大学薬学部薬学科卒業
昭和44年 厚生省入省
平成9年 厚生省退官
平成9年 財団法人ヒューマンサイエンス 振興財団 専務理事
平成12年 日本薬剤師連盟 副会長
社団法人 日本薬剤師会 常務理事
平成13年 参議院議員(1期目)
平成16年 厚生労働大臣政務官 (平成16年9月~平成17年11月)
日本薬剤師連盟 顧問
平成22年 参議院議員(2期目)
平成23年 参議院政府開発援助等に関する特別委員会 委員長
平成24年 自由民主党広報本部 副本部長
広報本部新聞 出版局長
平成25年 自由民主党党紀委員会 委員
裁判官弾劾裁判所 裁判員
現在 原子力問題特別委員会 委員長

- その他
慶應義塾大学薬学部 客員教授
昭和大学薬学部 客員教授
東邦大学薬学部 客員教授
新潟薬科大学 客員教授
京都薬科大学 客員教授
近畿大学薬学部 客員教授
千葉大学薬学部 非常勤講師